

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00038</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成28年10月24日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00038</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p>	
<p>第1条 ~ 第12条 (略)</p>	<p>第1条 ~ 第12条 (略)</p>	
<p>(保険契約の解約)</p> <p>第13条 以下のいずれかに該当する場合については、約款(株)第19条及び約款(不)第19条における「別に定める場合」として、保険契約の解約を認めるものとする。</p> <p>一 <u>被保険者投資が消滅した場合(約款(株)第19条にあっては、被保険者が被保険投資の目的たる株式等を全て譲渡した場合又は被保険投資の相手方が清算された場合をいい、約款(不)第19条にあっては、被保険者が被保険投資の目的たる不動産に関する権利等を全て譲渡した場合又は不動産に関する全ての権利等が完全に消滅した場合をいう。)</u></p> <p>二 <u>被保険者が、保険証券記載の被保険投資事業から完全に撤退することを正式に意思決定した場合</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険契約の解約)</p> <p>第13条 以下のいずれかに該当する場合については、約款(株)第19条及び約款(不)第19条における「別に定める場合」として、保険契約の解約を認めるものとする。</p> <p>一 <u>約款(株)第19条にあっては、被保険投資の相手方の株式が完全に売却又は譲渡され被保険利益が全て消滅した場合又は被保険投資の相手方が清算された場合</u></p> <p>二 <u>約款(不)第19条にあっては、被保険投資の目的たる不動産若しくは設備に関する権利若しくは鉱業権、工業所有権その他の権利又はこれらに類する利益が完全に消滅した場合</u></p> <p>2 (略)</p>	
<p>第14条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>	
<p>(締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い)</p> <p>第15条 約款(株)第34条第2項の規定に基づき、複数の保険契約のうち二以上のものを一の保険契約とすること(以下「証券統合」という。)を請求する場合には、次の各号の条件により取り扱うこととする。</p> <p>一 <u>保険契約者は、証券統合の対象にする複数の保険契約のうちいずれか1つを他の保険契約の統合先(以下「統合先証券」という。)として指定し、統合先証券以外の保険契約(以下「被統合証券」という。)における各保険年度の開始の日の</u></p>	<p>(締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い)</p> <p>第15条 約款(株)第34条第2項の規定に基づき、複数の保険契約のうち二以上のものを一の保険契約とすること(以下「証券統合」という。)を請求する場合には、次の各号の条件により取り扱うこととする。</p> <p>一 <u>証券統合の対象にする保険証券のうち保険契約締結日が最も早い保険証券(以下「統合先証券」という。)に、他の証券(以下「被統合証券」という。)に係る証券統合の日以後の保険契約部分を統合する。</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>1月前までに日本貿易保険に書面で申請することにより、当該各保険年度の開始の日を証券統合の日とし、同日以後の保険契約部分を統合する。</u></p> <p>二 統合先証券における保険年度を被統合証券の保険年度とし、証券統合後の被統合証券の保険期間の満了日は、次のとおりとする。</p> <p>イ 被統合証券の保険期間が <u>30年</u>の場合は、証券統合前の保険期間の満了日の属する証券統合後の保険年度（以下「統合最終保険年度」という。）の直前の保険年度の末日とする。</p> <p>ロ ～ ハ （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前3号の規定にかかわらず、保険料率等規程別表第5のてん補事由タイプ及びてん補対象となる<u>非常事由</u>が異なる場合の証券統合は行わないものとする。</p> <p>2 約款（株）による保険契約（前項の規定に基づき証券統合を行ったものを含む。）であって、複数の枝が存在するものについて被保険者が希望するときは、当該複数の枝のうち二以上のものを次の各号の条件により一の枝に変更（以下「枝統合」という。）することができる。</p> <p>一 枝統合の対象にするすべての枝において次の内容が同一であること。</p> <p>イ ～ ホ （略）</p> <p><u>へ 特約の内容</u></p> <p>二 （略）</p>	<p>二 統合先証券における保険年度を被統合証券の保険年度とし、証券統合後の被統合証券の保険期間の満了日は、次のとおりとする。</p> <p>イ 被統合証券の保険期間が <u>15年</u>の場合は、証券統合前の保険期間の満了日の属する証券統合後の保険年度（以下「統合最終保険年度」という。）の直前の保険年度の末日とする。</p> <p>ロ ～ ハ （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前3号の規定にかかわらず、保険料率等規程別表第5のてん補事由タイプが異なる場合の証券統合は行わないものとする。</p> <p>2 約款（株）による保険契約（前項の規定に基づき証券統合を行ったものを含む。）であって、複数の枝が存在するものについて被保険者が希望するときは、当該複数の枝のうち二以上のものを次の各号の条件により一の枝に変更（以下「枝統合」という。）することができる。</p> <p>一 枝統合の対象にするすべての枝において次の内容が同一であること。</p> <p>イ ～ ホ （略）</p> <p>二 （略）</p>	
<p>（担保権の設定）</p> <p>第16条 約款（株）第37条第1項若しくは第2項における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」又は約款（不）第36条第1項における「質権、譲渡担保権、抵当権その他これらに類する担保権を設定しようとするとき」とは、予め当該担</p>	<p>（担保権の設定）</p> <p>第16条 約款（株）第37条第1項における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」又は約款（不）第36条第1項における「質権、譲渡担保権、抵当権その他これらに類する担保権を設定しようとするとき」とは、予め当該担保権設定に係る予</p>	

新	旧	備考
<p>保権設定に係る予約契約（担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。<u>以下同じ。</u>）が締結される場合 にあつては、当該予約契約を締結しようとするときをいうもの とし、<u>海外投資保険の申込みの時点において既に担保権の設定</u> <u>（前述の場合にあつては担保権設定に係る予約契約の締結を</u> <u>いう。）が行われている案件については、海外投資保険の申込み</u> <u>のときをいうものとする。</u></p>	<p>約契約（担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定される ものに限る。）が締結される場合にあつては、当該予約契約を 締結しようとするときをいうものとする。</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成28年11月1日から実施する。</u></p>		
<p>別表（略）</p>	<p>別表（略）</p>	